

# 富士見町成年後見支援センターを開設しました

～ みなさんが地域で安心して暮らせるよう「成年後見制度」の活用のお手伝いをします ～

町では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、本人の意思が尊重され、医療や福祉などの適切な支援を受けることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、令和3年4月「富士見町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくりを目指すとしています。

## 「成年後見制度」とは…

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、自身の権利や財産を守るための制度です。家庭裁判所から選任された成年後見人が本人の意思を尊重し、身上保護※1や財産管理※2を行います。

※1 身上保護：本人の代理として生活・医療・介護等に関する契約や手続き等、生活に関する支援

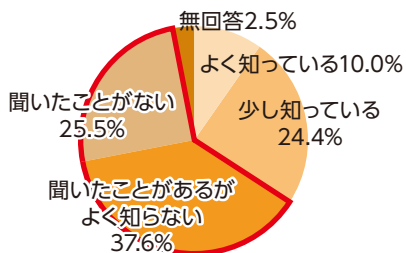
※2 財産管理：本人の財産の管理や契約等の法律行為のサポートなど、金銭に関する支援



## 富士見町の課題

### 制度の理解、認知度が低い

#### 成年後見制度の認知度調査



半分以上の方が、制度をよく知らない、聞いたことがないと回答しています。

令和2年度に実施した制度の認知度調査では、60%以上の方が「【成年後見制度】を知らない」「聞いたことがない」と回答しました。成年後見制度の利用はなかなか進んでいない状況です。

### 支援がもう一步届かない

近年の富士見町では、権利擁護に関する相談や、後見人等を必要とするケースが増えています。判断能力が著しく不十分な状態になってから支援が始まることにより、支援対応に困るケースが多くなっています。

認知症、障がい等により判断が十分にできない人の権利や財産を、地域ぐるみで守っていく体制の強化や、困っている状態に早く気づき、ご本人の意向を尊重し、権利擁護のための支援体制を築いていくことが求められています。



## 身近な相談窓口「富士見町成年後見支援センター」

地域の課題を地域で支援し解決すること、また初期相談から切れ目のない相談体制の構築を図ることを目指し、今年4月、成年後見制度に関する相談支援等の業務を富士見町社会福祉協議会に委託し、「富士見町成年後見支援センター」を町社会福祉協議会地域福祉係（旧落合小学校）に開設しました。

成年後見制度についての初歩的な話から、専門的・具体的話まで、どんなことでもご相談ください。



### — 成年後見制度の課題 —

「団塊世代」が後期高齢者（75歳以上）となり【超高齢化社会】に突入する中、認知症高齢者の増加によって後見人の需要が一層高まると、親族や専門職（弁護士等）だけでは全てを賄うことは難しい状況です。特に単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えています。

また、後見の申立件数が増えていかない理由として、後見類型相当でないと申立てをしない傾向にありましたが、保佐・補助は本人の行為能力の制限を最小限にとどめ、本人の意思を最大限尊重することになっており、今後保佐・補助類型の申立てが増えることが予想されます。

今後、各分野の関係機関と連携しながら、みなさんの権利と財産を守り支えていくための体制強化と各種制度の利用促進を図ります。

# 「富士見町成年後見支援センター」の主な業務

## ①相談支援（相談費用は無料）

- ・成年後見制度に関する総合的な相談をお受けします。（心配ごと相談、まるまる相談などでも対応）

## ②成年後見制度の普及・啓発

- ・講演会やセミナーを実施します。
- ・福祉関係者等の研修会や地区サロンや高齢者クラブ等にも出張説明します。
- ・広報やパンフレットなどで住民の皆さんに制度の周知を行います。



葛窪区桑の会(サロン)での説明会

## ③申立て申請手続き支援

- ・成年後見制度の利用手続きや家庭裁判所への申立てに関する支援を行います。

## ④法人後見事業

- ・家庭裁判所の審判に基づき富士見町社会福祉協議会が法人として成年後見人を受任し本人を支援します。

## ⑤市民後見人の養成および市民後見人への活動支援

- ・弁護士、司法書士、社会福祉士は専門職後見人として財産管理や身上保護にかかる法律行為を主に担いますが、日常的な見守りなど地域に密着した活動は「市民後見人」のような担い手が必要で、育成が急務となっています。
- ・住民の方が受任する成年後見制度（市民後見人）に関する知識や技術を身につけるための研修会などを行います。



## ⑥親族後見人の支援

- ・後見人活動が適正かつ安心して行えるよう相談支援を行います。

## ⑦地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援の中核を担う機関として、町・社協・包括支援センター等が中心となり、広報・相談・利用促進・後見人支援の機能の充実を図り、弁護士等の専門家の参画による「運営委員会」を設置し、受任調整等を行います。さらに、医療・福祉・警察等による連携ネットワークとして「成年後見推進協議会」を設置し、包括的な権利擁護支援を行います。

## こんなお困りごとありませんか？



- ・物忘れや障がいがあり、お金の管理ができず頼れる人もいない。
- ・これからのお金の管理が心配。
- ・福祉サービスの利用や施設入所をしたいが内容が理解できず、自分で契約ができない。
- ・一人暮らしの親が認知症になり、訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配。
- ・頼れる親族がいないためこれからの生活が心配。
- ・障がいのある子を見守る親族がいなくなった後の生活（将来）が心配。
- ・親が、急に倒れてしまい、不動産の管理や相続ができずに困っている。



### お問い合わせ

富士見町成年後見支援センター  
（富士見町社会福祉協議会 地域福祉係）  
〒399-0214 富士見町落合6203番地 旧落合小学校  
☎ 0266-78-8986 FAX 0266-78-8923

### 開設時間

月曜日から金曜日  
午前9時～午後5時  
（祝日・年末年始を除く）

## お気軽にご相談ください

